平成２２年（フ）第１４５号
福岡県大牟田市下白川町２丁目２番地１フェリークⅡ101号、破産手続開始決定時の住所福岡県大牟田市明治町２丁目43番地１
破産者　吉冨　久勝
1　決定年月日　平成25年６月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所大牟田支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第４７５号
大阪府東大阪市柏田東町11―23長瀬レーベンハイム206号、開始決定時の住所大阪府和泉市室堂町５番地の１―５―206
破産者　大西　伸也
1　破産債権の届出期間　平成25年７月３日まで
2　一般調査期日　平成25年８月27日午後１時30分
平成25年６月３日
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第６６２４号
大阪府東大阪市西石切町３丁目５番29号　セントラル新石切202号、事業所所在地大阪府東大阪市喜里川町２―18
破産者　こはる整骨院こと　木邨　真治
1　破産債権の届出期間　平成25年７月８日まで
2　一般調査期日　平成25年８月26日午後３時30分
平成25年６月５日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３０８号
奈良市四条大路１丁目23番32号
破産者　冨田　　定
1　破産債権の届出期間　平成25年７月８日まで
2　一般調査期日　平成25年９月３日午後１時10分
平成25年６月５日　　奈良地方裁判所

債権者集会招集及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第７５号
長野県伊那市上新田2507番地１　サープラス小林２―102号、破産手続開始決定時の住所長野県伊那市美篶7683番地５
破産者　田中　一美
1　期日　平成25年７月17日午前10時30分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
3　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
平成25年６月５日　長野地方裁判所伊那支部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２５年（フ）第７号
山口県岩国市玖珂町468番地１
破産者　河本　武敏
異議申述期間　平成25年７月16日まで
平成25年６月４日　山口地方裁判所岩国支部

特別清算終結

平成２５年（ヒ）第１号
群馬県藤岡市小林402番地
清算株式会社　西方企画開発株式会社
1　決定年月日　平成25年６月３日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（ヒ）第２００６号
東京都文京区小石川２丁目１番２号
清算株式会社　後楽建装工業株式会社
1　決定年月日　平成25年６月３日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２４年（再）第１３号
大阪市天王寺区上本町６丁目９番７―1302号、主たる営業所の所在地大阪市生野区巽中４丁目19番10号Ｈ＆Ｅビル４階
再生債務者　ほしの耳鼻咽喉科こと星野隆英こと　崔　　隆英
1　決議に付する再生計画案　平成25年５月15日付け再生債務者提出の再生計画案
2　債権者集会
⑴　期日　平成25年７月17日午後２時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
3　議決権不統一行使の通知期限　平成25年７月３日
平成25年６月４日
大阪地方裁判所第６民事部

再生計画認可

平成２４年（再）第５号
富山県射水市平野１番地
再生債務者　太閤山観光株式会社
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成25年５月31日　　富山地方裁判所民事部

再生手続終結

平成２１年（再）第２１号
愛知県蒲郡市三谷町南山１番地21
再生債務者　株式会社平野屋
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定確定後３年の経過
平成25年６月３日
名古屋地方裁判所民事第２部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２５年（再イ）第１４号
千葉県銚子市黒生町7219番地の９
再生債務者　綿谷　　進（旧姓佐軒）
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年６月25日まで
4　一般異議申述期間　平成25年７月９日から平成25年７月23日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（再イ）第５７号
名古屋市名東区八前２丁目1609番地　エスペランサ名東20Ａ号
再生債務者　碓氷　英靖
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年６月25日まで
4　一般異議申述期間　平成25年７月２日から平成25年７月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（再イ）第６号
長野県東御市海善寺1013番地７
再生債務者　佐々木永光
1　決定年月日時　平成25年６月５日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年６月26日まで
4　一般異議申述期間　平成25年７月10日から平成25年７月17日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（再イ）第２号
岐阜県土岐市泉町久尻988番地の10
再生債務者　田島　光人
1　決定年月日時　平成25年６月５日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年６月26日まで
4　一般異議申述期間　平成25年７月10日から平成25年７月24日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２５年（再イ）第１６号
静岡市清水区八木間町24番地の８　グラン・リーオ105号
再生債務者　海野　賢一
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年６月26日まで
4　一般異議申述期間　平成25年７月５日から平成25年７月17日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（再イ）第１４号
愛知県江南市赤童子町桜道141番地１
再生債務者　住田　恒紀
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年６月26日まで
4　一般異議申述期間　平成25年７月３日から平成25年７月10日まで
名古屋地方裁判所一宮支部